

第58回定期総会

令和6年8月

板付基地返還促進協議会

第58回 定期総会議事日程

日時 令和6年8月19日（月） 午後2時

場所 福岡市役所 15階 講堂（福岡市中央区天神一丁目8－1）

- 1 開会
- 2 議長団選出
- 3 会長あいさつ
- 4 議 事
 - (1) 令和5年度事業報告について
 - (2) 令和5年度収支決算報告について
 - (3) 今後の運動方針及び令和6年度事業計画案について
 - (4) 令和6年度予算案について
 - (5) 役 員 改 選
- 5 閉会

目 次

議 案

ページ

1号議案 令和5年度事業報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2号議案 令和5年度収支決算報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

会計監査報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3号議案 今後の運動方針及び令和6年度事業計画案について・・・・・・・・ 4

4号議案 令和6年度予算案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

資 料

経 緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

基地・空港関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

議

案

(4 件)

1 号議案

令和 5 年度事業報告について

令和 5 年	8 月 24 日	第57回定期総会（書面開催）の文書送付
	9 月 19 日	第57回定期総会（書面開催）の開催結果送付
	10月23日	総会開催（書面開催）及び協議会の概要について福岡市ホームページへ掲載
	10月27日	打越会長外 9 名が米軍基地（福岡空港内板付基地）を視察
	11月 1 日	総会開催（書面開催）について福岡市市政だよりへ掲載
	11月 1 日 ～ 2 日	打越会長他 4 名が外務省、防衛省、在日米国大使館、地元選出国会議員 に対し陳情
	11月15日	在日米軍司令部へ陳情書を送付
	12月15日	視察及び陳情活動について、各委員及び相談役へ報告
	12月15日	視察及び陳情活動について、福岡市ホームページへ掲載
令和 6 年	2 月 1 日	陳情活動について、福岡市市政だよりへ掲載
	5 月 31 日	令和 5 年度会計監査を実施



打越会長から外務省北米局日米地位協定室
津野首席 へ陳情書を手交



打越会長から防衛省九州協力調整官
原田課長 へ陳情書を手交

令和 5 年度収支決算報告について

(単位 円)

区 分	費 目	当初予算額 (A)	流用額 (B)	最終予算額 (C)	決 算 額 (D)	過不足額 (D－C)	摘 要
収 入	負 担 金	810,000	0	810,000	810,000	0	福岡市負担金
	雑 収 入	1	0	1	0	△ 1	預金利息
	合 計	810,001	0	810,001	810,000	△ 1	

区 分	費 目		当初予算額 (A)	流用額 (B)	最終予算額 (C)	決 算 額 (D)	不用額 (C－D)	摘 要
支 出	事 業 費	旅 費	500,000	0	500,000	495,780	4,220	陳情旅費
		調査活動費	200,000	0	200,000	185,810	14,190	陳情書印刷代 車両借上代 等
		会 議 費	27,000	844	27,844	27,844	0	総会資料印刷代 等
		計	727,000	844	727,844	709,434	18,410	
	事 務 費	事務通信費	80,000	0	80,000	79,823	177	郵便代
		交 通 費	1,000	0	1,000	0	1,000	
		雑 費	1,000	0	1,000	0	1,000	
		計	82,000	0	82,000	79,823	2,177	
	予 備 費		1,001	△844	157	0	157	
	合 計		810,001	0	810,001	789,257	20,744	

(収入決算額) － (支出決算額) ＝ (収支差引残額)

810,000 円－789,257 円＝20,743 円

※収支差引残額は、福岡市へ戻入

会計監査報告書

令和5年度収支決算報告及び関係帳簿、証票書類を検査した結果、適正なものと認める。

令和6年 5月31日

会 計 監 事

古川 清文

佐山 孝人

丹生 秀子

今後の運動方針及び令和6年度事業計画案について

1. 今後の運動方針

本協議会は板付基地の返還促進を図ることを目的として結成された団体であり、これまで、超党派的な市民運動として基地返還運動を積み重ねてきました。

その結果、現在までに基地の大部分が返還されましたが、未だ完全返還は実現しておらず、また、自衛隊による福岡空港の使用も行われています。

また、福岡市議会では、平成21年12月議会において、「板付基地の返還を求める意見書」が全会一致で可決され、内閣総理大臣と防衛大臣に提出されました。

従って、本協議会としては、市民生活と空港の安全確保を図るため、今後とも更に板付基地の全面返還を目指して、次のように運動を進めます。

(1) 板付基地の全面返還の実現

- 米軍専用使用条項の適用廃止及び専用使用区域（倉庫等）の早期完全返還を要求します。

- 米軍一時使用条項の適用廃止及び一時使用区域（滑走路、誘導路など）の廃止を要求します。

(2) 福岡空港の軍事基地化及び軍事利用に反対します。

(3) 返還された基地跡地の平和的利用の実現に努めます。

(4) 関係団体等と連携し、航空機騒音対策や空港周辺整備事業の推進を要請します。

2. 令和6年度事業計画

(1) 板付基地の全面返還促進及び福岡空港を軍事利用させない運動の実施

(2) 防衛省等に対する陳情活動の実施

(3) 米軍及び自衛隊による福岡空港の使用状況並びにこれに伴う被害発生状況に関する調査活動の実施

(4) 全国の基地（自衛隊基地を含む。）に関する調査活動の実施

(5) 基地問題に関する情報の収集及び資料の発行

(6) その他、本協議会の目的達成のため必要な活動の実施

令和6年度予算案について

(単位 円)

区 分	費 目		予 算 額	摘 要
収 入	負 担 金		810,000	福岡市負担金
	雑 収 入		1	預金利息
	合 計		810,001	
支 出	事 業 費	旅 費	500,000	陳情旅費（6人分）
		調 査 活 動 費	200,000	陳情書印刷代及び調査活動費
		会 議 費	28,000	総会資料印刷代等
		計	728,000	
	事 務 費	事 務 通 信 費	79,000	郵便代等
		交 通 費	1,000	
		雑 費	1,000	
		計	81,000	
	予 備 費		1,001	
	合 計		810,001	

資

料

経

緯

1. 経過のあらまし

(基地・空港関係資料 1 参照)

当協議会が昭和30年に発足して以来、長い間、基地返還運動を進めてきましたが、その結果、これまでに基地の約95%が返還されています。

当協議会は福岡市民の生活環境を守るため、板付基地の早期全面返還、福岡空港の軍事利用の反対、航空機騒音対策の促進及び返還跡地の平和利用等について関係機関に働きかけてきました。

また、委員総会を開くなど、所期の事業目的達成のため活動を続けてきました。

その結果、昭和51年10月7日の日米合同委員会で、板付通信施設の背振移設について合意がなされ、移設完了を前提として雁ノ巣基地及び板付通信施設地区の返還が了承されました。

また、粘り強く続けた返還運動の結果、昭和52年3月10日の日米合同委員会で、雁ノ巣基地の全面返還の合意がなされました。

なお、背振移設は昭和53年度で完了し、その完了時に板付通信施設地区及び隊員宿舎地区等の専用地域の大部分が返還されました。また、平成28年3月31日には、移設された脊振山通信施設の全面返還がなされました。

雁ノ巣基地跡は国営海の中道海浜公園として昭和56年10月20日に一部開園し、板付基地山間部の東平尾公園とともに、市民に広く利用されています。

また、福岡空港周辺の騒音対策については、福岡空港周辺整備機構が昭和51年7月1日に設立（昭和60年9月30日に空港周辺整備機構福岡空港事業本部に変更、平成15年10月1日に独立行政法人空港周辺整備機構に変更）され、民家の防音工事及び移転補償等の事業を行っています。

なお、運輸省（現 国土交通省）は騒音測定の結果、昭和52年4月2日、昭和54年7月10日及び昭和57年3月30日付で騒音指定区域の修正（第1種区域の拡大及び第2種区域の見直し）を行いました。

2. 基地の返還状況と現況

(1) 板付基地

(基地・空港関係資料 2・7・8 参照)

板付基地の大部分は返還され、昭和47年4月1日に運輸省（現 国土交通省）所管の福岡空港として発足していますが、米軍は引続き西側一部を専用区域として残し、滑走路等を地位協定2条4項(b)の適用による一時使用区域として留保しています。なお、令和5年には米軍機は平均8日に約1機、自衛隊機は1日平均2機が飛来しています。

ア. 滑走路、誘導路及び駐機場の485,679m²については米軍専用から運輸省（現 国土交通省）の管理する施設として「使用転換」され、米軍の一時使用が認められました。

倉庫等23,441m²については、引続き地位協定2条1項(a)による専用区域として残っています。

イ. 昭和51年10月の日米合同委員会の合意により、板付通信施設の背振への移設が昭和53年度に完了し、昭和54年6月30日に、滑走路等の一時使用区域と格納庫を残し、板付通信施設地区及び隊員宿舎地区等は返還されました。

ウ. 米軍施設は、平成27年度に国土交通省が着手した福岡空港滑走路増設事業において、令和2年度にセットバックされました。これにより、米軍施設が誘導路に接続するために必要な5,607m²については、米軍の一時使用が認められています。

(2) 雁ノ巣基地

(基地・空港関係資料 4 参照)

米軍は雁ノ巣空軍施設の5,327,272m²のうち、5,189,684m²を返還し、西戸崎塩屋岬付近137,588m²を板付通信施設の代替予定地として留保していましたが、昭和52年の日米合同委員会の合意により、同通信施設の移設完了を前提として雁ノ巣基地の返還が了承されました。

しかし、建設中の国営海の中道海浜公園の利用計画に支障を生じるため早急に返還されるよう要望した結果、昭和52年3月10日付で全面返還がなされました。

(3) 脊振山の米軍及び自衛隊施設

(基地・空港関係資料 6 参照)

ア. 米軍背振山通信施設

福岡市と佐賀県にまたがる脊振山頂に位置し、自衛隊脊振山分屯基地に隣接する背振山通信施設13,661m²（福岡市域分面積892m²、佐賀県域分面積12,770m²）は、平成28年3月31日付で全面返還がなされました。

イ. 自衛隊脊振山分屯基地（251,549m²）

昭和31年に分屯し、昭和35年米軍から施設の大部分が移管され、通信基地として使用されています。

※ 福岡市域分面積 101,334m²

※ 佐賀県域分面積 150,215m²

(4) 返還跡地の利用

ア. 板付基地の山間部

(基地・空港関係資料 3 参照)

市民の憩いの場であると同時に、国際大会も開催可能な競技施設を配置した東平尾公園の整備が行われ、現在までに陸上競技場、テニス競技場、弓道場、球技場、県営総合プール、野球場、自由広場、展望台、遊歩道及び冒険コーナー等が完成し、広く市民に親しまれています。

※ 事業概要

1. 事業年度 昭和50年度～平成9年度

2. 面 積 95.3ha

3. 施 設 陸上競技場、補助競技場、投てき練習場、テニス競技場、野球場、弓道場、球技場、自由広場、遊歩道、冒険コーナー、管理施設等

イ. 雁ノ巣、西戸崎地区

(基地・空港関係資料 5 参照)

建設省（現 国土交通省）によって海の中道海浜公園として昭和51年度に着工され、昭和56年度の第1期開園以降、令和6年3月末日までに349.7ha（全体の64.8%）が開園しました。

※ 事業概要

1. 計画面積 539.4ha

2. 利用区分

A地区・・・樹林とスポーツの広場（77.0ha）

野球・ソフトボール場、サッカー場、球技場、農園等

B地区・・・樹林とピクニックの広場（110.0ha）

環境共生の森、光と風の広場、森の池エリア等

C地区・・・樹林と文化・いこいの広場（195.5ha）

海洋生態科学館、サンシャインプール、野外劇場等

D地区・・・海浜といこいの広場（156.9ha）

松林、展望所、青少年海の家等

3. 事業費累計 817億円（昭和50年度～令和5年度）

4. 令和6年度予算

整備費 3.5億円

5. 令和6年度の主な事業

玄界灘海浜部（D地区）整備、西駐車場再整備 等

(5) 駐留軍離職者対策

昭和45年以降768人の市内居住者が解雇されており、県及び市の協力のもと、財団法人福岡県駐留軍離職者対策センターが中心となって離職者の生活相談・職業紹介等が進められ、609人（87.0%）が再就職しています（昭和56年調査による）。

3. 福岡空港周辺対策

（基地・空港関係資料9・10 参照）

(1) 航空機騒音指定区域

運輸省（現 国土交通省）は、福岡空港周辺の航空機騒音について、環境基準を達成するため、騒音の区域指定（理論コンター）を昭和49年8月31日付で告示しました。

騒音測定は昭和49年8月20日から8月31日までの間に11日間、120か所で実施し、また、これらの補充調査を昭和51年6月、9月及び10月に実施して、その調査結果に基づき昭和52年4月2日付で騒音の指定区域の拡大の告示を行いました。

次いで、昭和53年7月25日から7月30日まで騒音測定を行い、その調査結果に基づき、80WECPNL以上の指定区域の告示を昭和54年7月10日に行いました。

さらに、環境基準の最終目標である75WECPNL（現行：Lden62デシベル）への区域指定拡大のため、昭和55年10月25日から10月31日まで騒音測定を行い、昭和57年3月30日付で告示しました。

(2) 独立行政法人空港周辺整備機構

福岡空港周辺の航空機騒音対策に取り組むため、国、県、市の共同出資により、昭和51年7月1日、福岡空港周辺整備機構が設立され、昭和60年9月30日に大阪国際空港周辺整備機構と統合され、全国に一つの組織として空港周辺整備機構が設立されました。その後、平成15年10月1日付で独立行政法人化され事業を行っていましたが、平成24年7月1日に大阪国際空港に係る空港周辺環境対策に関する業務並びに権利及び義務については新関西国際空港株式会社へ承継され、現在は福岡空港に係る空港周辺環境対策に関する業務を行っております。

ア．設立の目的

航空機の騒音による障害の防止及び軽減を図り、生活環境の改善に資するため、福岡空港周辺の騒音指定区域内の騒音対策を実施すること。

※ 騒音指定区域

第1種区域（Lden62デシベル以上）は、住宅の防音工事を行う。

第2種区域（Lden73デシベル以上）は、できるだけ住宅の移転を促進し、跡地については工場、倉庫などが配置できるよう整備する。

第3種区域（Lden76デシベル以上）は、土地、家屋を買収し、緑地、緩衝地帯として整備する。

イ．資本金

総額4億円（国3億円、地方公共団体1億円）

ウ．令和6年度事業費

約20億円

基 地 ・ 空 港 関 係 資 料

1. 基地返還状況一覧
2. 板付基地の現状と返還略図
3. 東平尾公園略図
4. 雁ノ巣基地の返還略図
5. 海の中道海浜公園事業概要図
6. 背振山通信施設の返還略図
7. 福岡空港使用形態別着陸数の推移
8. 福岡空港旅客数の推移
9. 基地周辺対策事業実績
10. 空港周辺騒音対策事業
11. 板付基地返還促進協議会規約
12. 令和5年度板付基地返還促進協議会役員等及び委員名簿

1. 基地返還状況一覧

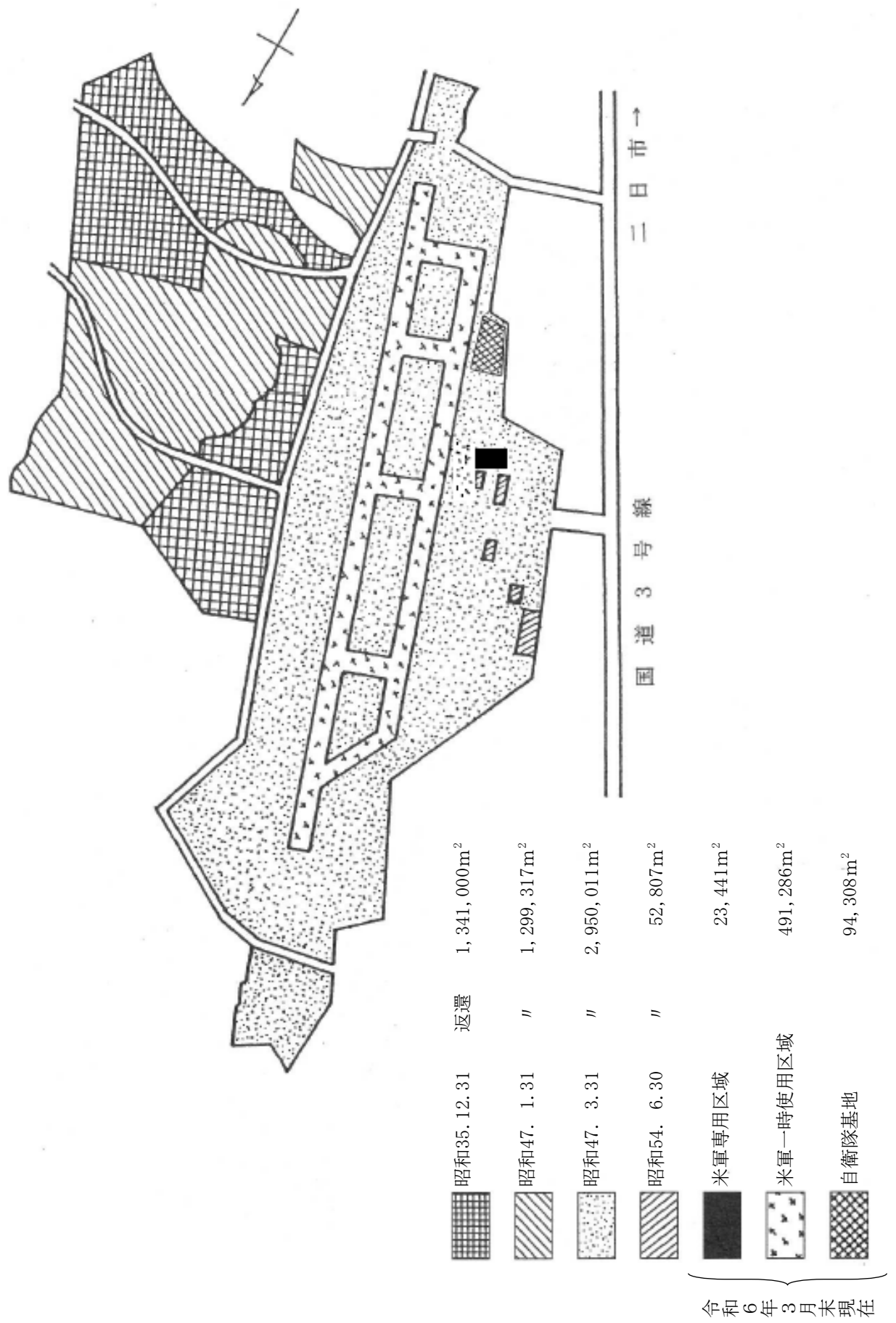
令和6年3月末現在

(単位 m²)

返 還 前 状 況 (昭47. 1.30現在)		返 還 状 況 (昭47. 1.31～平28. 3.31)			現 在 提供面積	備 考
施 設 名	面 積	年 月 日	面 積	返還率(%)		
板 付 飛 行 場 山 間 部	1,299,317	昭47. 1.31	1,299,317	100	0	東平尾公園 席田中学校
板 付 飛 行 場	3,511,938	昭47. 3.31	2,950,011	85.5	514,727	専用区域 23,441
		昭54. 6.30	52,807			一時使用区域 491,286
平尾通信施設	5,000	昭47. 5.10	5,000	100	0	所有者へ返還
名島倉庫地区	1,600	昭47. 5.10	1,600	100	0	〃
和白給水施設	2,800	昭47. 6.30	2,800	100	0	〃
雁ノ巣基地 雁ノ巣飛行場	1,473,157	昭47. 6.10	1,473,157	100	0	海の中道海浜公園
雁ノ巣基地 西戸崎地区	3,854,115	昭47. 11.30	3,716,527	100	0	〃
		昭52. 3.10	137,588			
背振山通信施設	397	平28. 3.31	892	100	0	所有者へ返還
計	10,148,324		9,639,699	95.0	514,727	専用区域 23,441 一時使用区域 491,286

(注) 返還前面積から返還面積を差し引いた面積が現在提供面積と一致しないが、これは帳簿上の整理の結果に基づくものである。

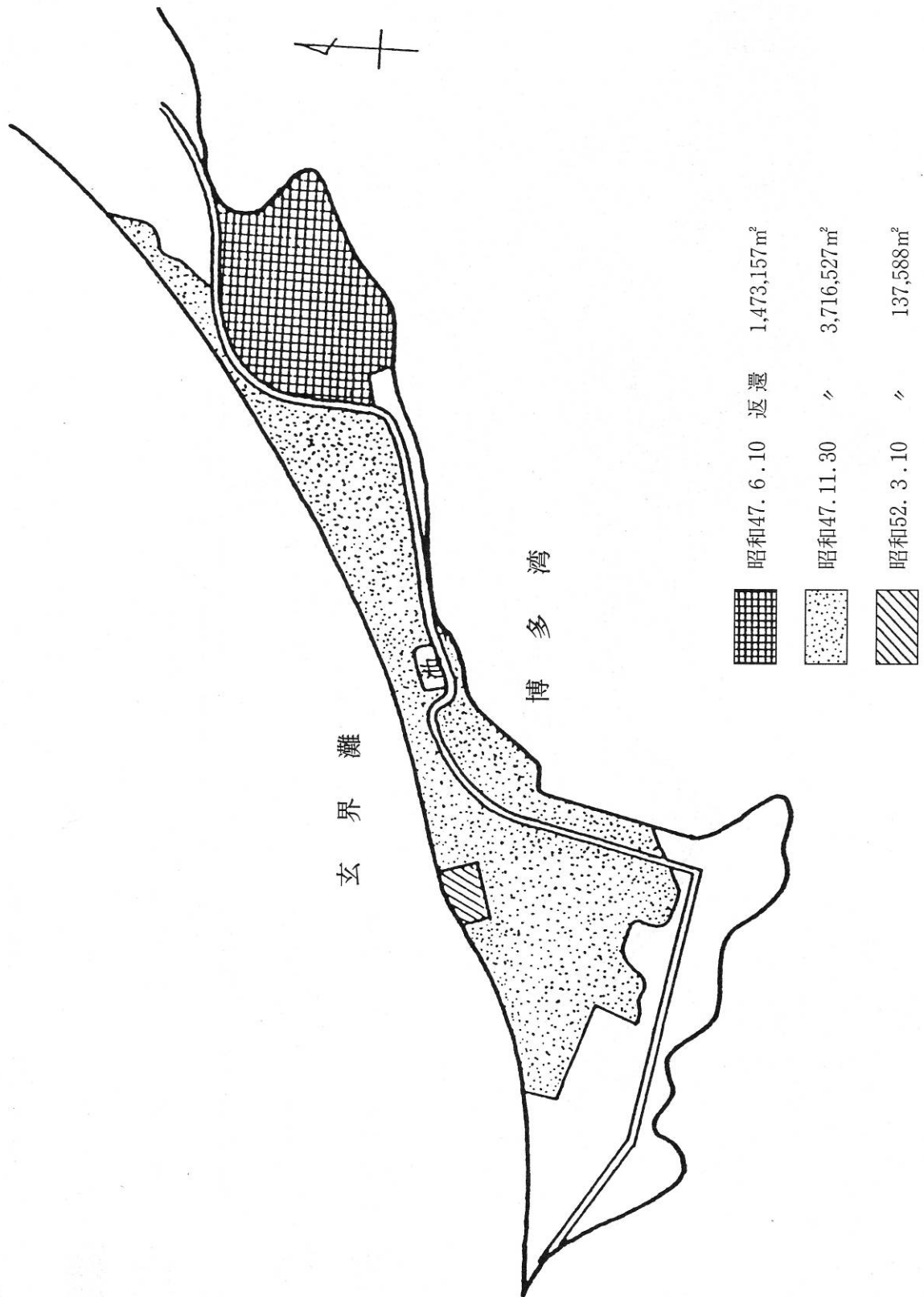
2. 板付基地の現状と返還略図



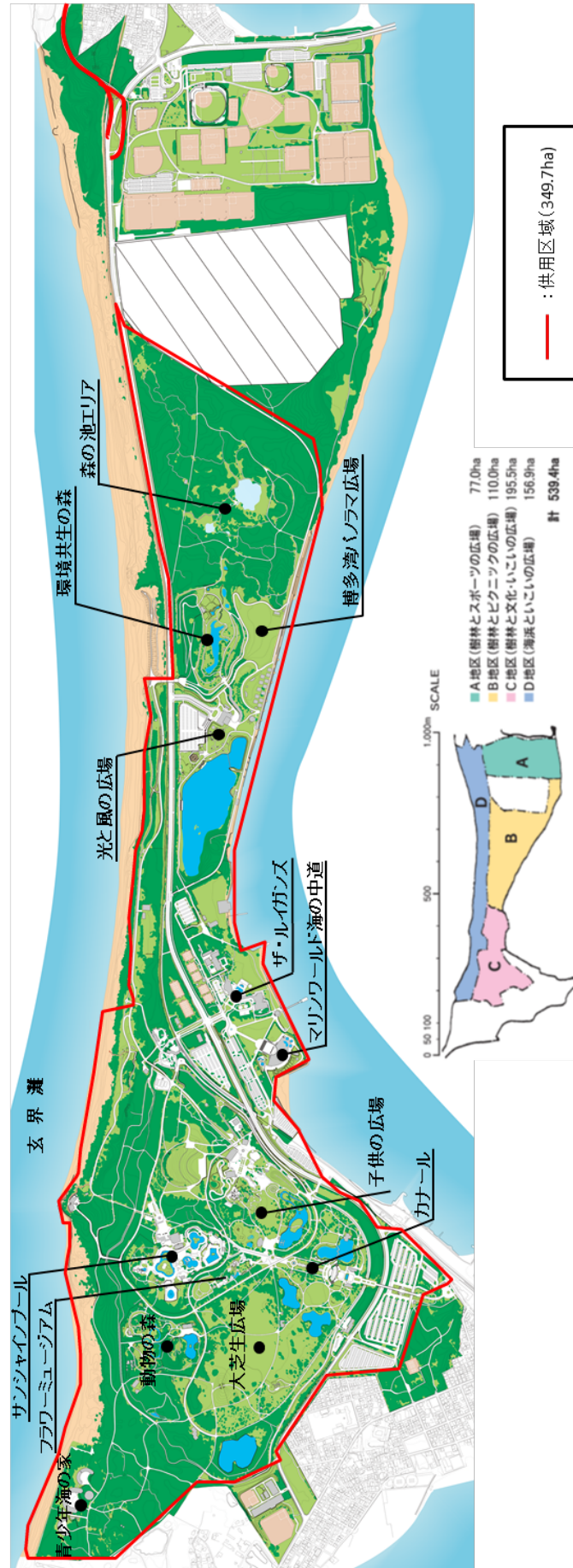
3. 東平尾公園略図



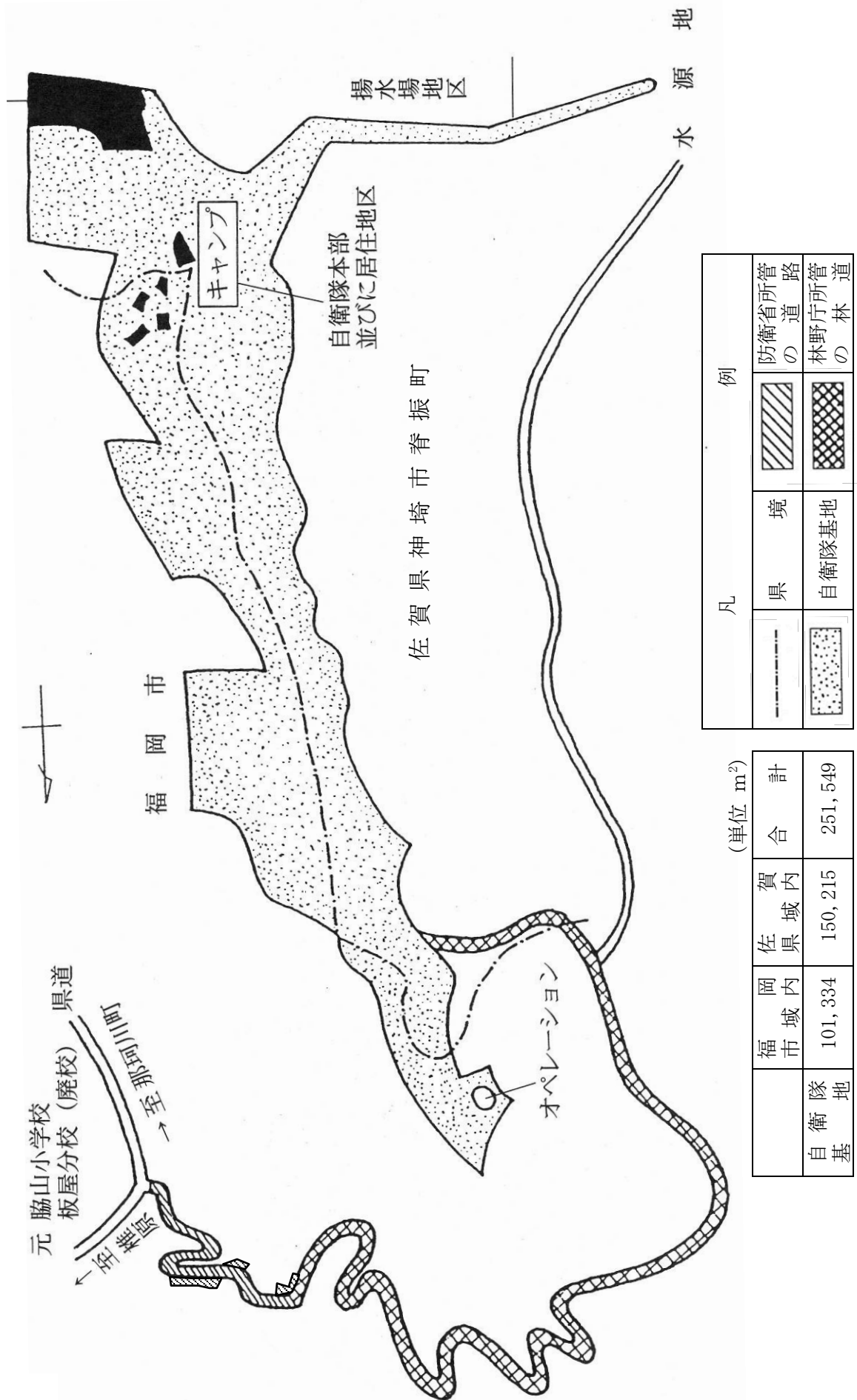
4. 雁ノ巣基地の返還略図



5. 海の中道海浜公園事業概要図



6. 背振山通信施設の返還略図



平成 28. 3. 31 返還 13,661 m² (うち福岡市内域内 892 m²)

7. 福岡空港使用形態別着陸数の推移（平成26～令和5年）

（単位 機）

年	民間機	国有機等	自衛隊機	米軍機	計
26	82,620(226.4) 96.3%	1,841(5.0) 2.1%	1,299(3.6) 1.5%		
27	83,451(228.0) 97.6%	1,711(4.7) 2.0%	1,258(3.4) 1.5%		
28	85,049(233.0) 96.6%	1,738(4.8) 2.0%	1,232(3.4) 1.4%		
29	85,816(235.1) 96.3%	2,048(5.6) 2.3%	1,136(3.1) 1.3%		
30	87,175(238.8) 96.8%	1,801(4.9) 2.0%	1,005(2.8) 1.1%		
元	88,369(242.1) 97.4%	1,794(4.9) 2.0%	518(1.4) 0.6%		
2	54,370(148.6) 96.9%	1,158(3.2) 2.0%	568(1.6) 1.0%		
3	52,016(142.5) 96.4%	1,085(3.0) 2.0%	795(2.2) 1.5%		
4	71,519(195.9) 97.3%	1,134(3.1) 1.5%	754(2.1) 1.0%		
5	89,279(244.6) 98.0%	1,184(3.2) 1.3%	626(1.7) 0.7%		

（注）（ ）は一日当たり平均着陸数。なお、区分ごとに四捨五入しているため合計とは一致しない場合がある。
国有機等とは国土交通省航空局、海上保安庁、警察、福岡市消防局等の航空機、米軍機以外の外国国有機等。

8. 福岡空港旅客数の推移（平成26～令和5年）

		26 年		27 年		28 年		29 年		30 年	
			前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
旅客 (千人)	国内	16,237	102.5	16,611	102.3	17,004	102.4	17,629	103.7	17,811	101.0
	国際	3,467	111.2	4,357	125.7	4,991	114.6	6,168	123.6	6,828	110.7
	計	19,704	104.0	20,968	106.4	21,995	104.9	23,797	108.2	24,639	103.5

		元 年		2 年		3 年		4 年		5 年	
			前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
旅客 (千人)	国内	18,282	102.6	8,705	47.6	8,454	97.1	13,891	164.3	17,675	127.2
	国際	6,398	93.7	879	13.7	22	2.5	934	4245.4	6,401	685.3
	計	24,680	100.2	9,584	38.9	8,476	88.4	14,825	174.9	24,076	162.4

（注）国土交通省空港管理状況調書による（通過客含む）。
5年は速報値であり後に確定される数値と異なることがある。

9. 基地周辺対策事業実績（昭和26～46年度）

（単位 百万円）

区分	事業項目	事業費	財源内訳	
			国費	市費
騒音関係事業	学校整備	4,041	3,406	635
	病院整備	177	141	36
	保育所整備	35	21	14
	学習等共用施設	76	38	38
	その他	211	180	31
	計	4,540	3,786	754
施設提供関係事業	道路整備	295	279	16
	排水路整備	325	289	36
	農業施設整備	215	174	41
	焼却場整備	245	171	74
	水道施設整備	35	19	16
	児童体育施設	14	8	6
	公園整備	4	4	0
	計	1,133	944	189
合計		5,673	4,730	943

10. 空港周辺騒音対策事業

(1) 事業実績（昭和47～令和5年度）

ア. 公共施設等の整備（福岡市域内に係る事業費）

（単位 百万円）

施設名	事業費	財 源 内 訳			
		国 費	県 費	市 費	その他
学 校	14,669 (3,489)	11,220 (2,469)	0 (0)	3,449 (1,020)	0 (0)
保 育 所 ・ 幼 稚 園	3,177 (121)	1,496 (51)	0 (0)	1,239 (70)	442 (0)
病 院 等	352 (48)	212 (19)	0 (0)	140 (29)	0 (0)
共 同 利 用 施 設	4,094 (388)	982 (143)	0 (0)	3,112 (245)	0 (0)
公 民 館	2,802 (117)	803 (45)	75 (0)	1,924 (72)	0 (0)
町 内 集 会 施 設	1,619 (1,023)	326 (70)	694 (419)	584 (466)	15 (68)
有線ラジオ放送設備	49	37	0	12	0
計	26,762 (5,186)	15,076 (2,797)	769 (419)	10,460 (1,902)	457 (68)

（注）（ ）は空調設備機能回復等工事に係る額で外数である。

イ. 空港周辺整備機構事業

（単位 百万円）

事業区分	事業数量	事業費
再開発整備事業	建物補償 3,168m ² 国有地借受 64,521m ² 用地造成 34,669m ² 建物建設 66,297m ²	16,180
代替地造成事業	用地取得 105,455m ² 用地造成 88,719m ²	6,557
移転補償事業	用地取得 893,388m ² 建物等補償 890件	160,939
緑地造成事業	緑地整備 196,443m ² 建物補償 0件	4,426
住宅騒音防止事業	新設 35,185件 更新工事① 17,796台 告示日後更新工事① 712台 更新工事② 5,886台 告示日後更新工事② 196台 更新工事③ 232台 告示日後更新工事③ 0台 更新工事④ 38台 告示日後対策 630件	99,807
計	—	287,909

(2) 令和6年度事業計画

ア. 公共施設等の整備（福岡市域内に係る事業費）

（空調機機能回復等事業）

（単位 百万円）

施設名	事業費	財 源 内 訳			
		国 費	県 費	市 費	その他
町内集会施設	45	0	17	18	10
共同利用施設	601	0	0	601	0

イ. 空港周辺整備機構事業

（単位 百万円）

事業区分	事業数量	事業費
再開発整備事業	建物補償 0件 国有地借受 64.5千m ²	618
代替地造成事業	用地取得 ー千m ² 用地造成 ー千m ²	—
移転補償事業	用地取得 2.9千m ² 建物等補償 2件	1,173
緑地造成事業	緑地整備 0.7千m ²	48
住宅騒音防止事業	新設 1件 更新工事① 53台 告示日後更新工事① 7台 更新工事② 105台 告示日後更新工事② 4台 更新工事③ 306台 告示日後更新工事③ 4台 更新工事④ 109台 告示日後対策 1件	189
計	—	2,028

11. 板付基地返還促進協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 本会の名称は板付基地返還促進協議会とし、事務所を福岡市役所内に置く。

(目的及び事業)

第2条 本会は板付基地の返還促進を図ることを目的とする。

- 2 前項の目的を達成するため、本会は市内関係機関及び諸団体と協力し、全市あがての市民運動等により必要な事業を行う。

(構成)

第3条 本会は別表に掲げる会員団体をもって構成する。

- 2 前条第1項の目的に賛同する団体で入会を申出た者は、委員総会の同意を得て会員団体となることができる。

(委員)

第4条 本会に委員を置く。

- 2 委員は各会員団体において選出するものとし、委員総会に出席する。

(機関)

第5条 本会の機関は委員総会及び役員会とする。

- 2 委員総会は最高の議決機関とし、年1回、会長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の要求があるときは、臨時に委員総会を招集することができる。
- 3 委員総会の議長は出席委員の中から選出する。
- 4 委員総会の議決は出席者の満場一致をもって決する。
- 5 役員会は委員総会の議決に基づき本会の事業執行する機関とし、必要に応じ会長が招集する。
- 6 役員会は会長、副会長、事務局長、事務局次長及び常任委員をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	3 名
事 務 局 長	1 名
事務局次長	1 名
常 任 委 員	若干名
会 計 監 事	3 名

- 2 役員は委員総会において委員の中から選出する。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。
- 4 役員が任期の途中で欠けた場合は、第2項の規定にかかわらず、書面による議決で委員の中からこれを選出することができる。この場合においては、提出者全員の賛成をもって決する。
- 5 前項の規定により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 第3項及び前項の規定にかかわらず、役員の任期の終期は後任者の就任の時とする。

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはこれを代理する。

3 会計監事は会計の監査にあたる。

第8条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は委員総会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問及び相談役は委員総会において意見を述べるることができる。

(事務局)

第9条 事務所に事務局を設け、事務局長及び事務局次長をもってこれを構成する。

2 事務局長は事務局を統轄する。

3 事務局次長は事務局長の命を受け、会務を処理する。

(会計)

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 本会の経費は福岡市負担金その他の収入をもってあてる。

(規約の改廃)

第11条 規約の改廃は委員総会の議決を経なければならない。

附 則

この規約は、昭和30年6月25日から施行する。

(昭和34年 9月29日一部改正)

(昭和39年 7月17日一部改正)

(昭和44年 6月20日一部改正)

(昭和46年 9月16日一部改正)

(昭和49年 5月15日一部改正)

(昭和52年 6月 2日一部改正)

(平成 3年10月 1日一部改正)

(平成 6年 9月 5日一部改正)

(平成17年 8月17日一部改正)

(平成18年 8月16日一部改正)

(平成22年 8月18日一部改正)

(平成24年 8月 8日一部改正)

(平成27年 8月27日一部改正)

(平成30年 8月16日一部改正)

別表

会 員 団 体

福岡市議会 九州大学 福岡商工会議所 福岡県 福岡市 福岡市校区自治協議会・その他の自治組織 福岡市東区男女共同参画連絡協議会 福岡市博多区男女共同参画代表者会 福岡市公民館館長会	福岡市PTA協議会 福岡市農業協同組合 日本労働組合総連合会・福岡県連合会 ・福岡地域協議会 安保破棄福岡県実行委員会 福岡市平和委員会 一般社団法人福岡県中小企業家同友会 貝塚団地自治会
--	---

(令和5年9月19日時点)

令和5年度 板付基地返還促進協議会 役員等及び委員名簿

役 員			
役 職	人 員	選 出 会 員 団 体	氏 名
会 長	1	福岡市議会	打越 基安
副 会 長	3	福岡市議会	松野 隆
		福岡市東区自治組織会長会	馬場 公司
		福岡市博多区男女共同参画代表者会	山本 美和子
事 務 局 長	1	福岡市議会	浜崎 太郎
事務局次長	1	日本労働組合総連合会・福岡県連合会・福岡地域協議会	石堂 高大

常任委員	35	17	福岡市議会	自由民主党	今林 ひであき 鬼塚 昌宏 とみながひろゆき おばた 英達
				公明党	篠原 達也 高木 勝利 古川 清文
				福岡市民クラブ	落石 俊則 山田 ゆみこ ついはら陽子
				日本維新の会	阿部 正剛 木村 てつあき 和田 あきひこ
				日本共産党	堀内 徹夫 綿貫 康代
				自民党新福岡	藤野 哲司
				新しい風ふくおか	浜崎 太郎
		4	福岡市	総務企画局長	龍 靖則
				環境局長	中村 卓也
				港湾空港局長	竹廣 喜一郎
		6	福岡市東区自治組織会長会	教育長	石橋 正信
					馬場 公司 野口 公治 山下 喜久男
				福岡市博多区自治協議会長連絡協議会	笹山 守人 竹ヶ原 政徳 茅嵩 清実
		5	福岡市東区男女共同参画連絡協議会		大寶 孝子 岩井 澄人
				福岡市博多区男女共同参画代表者会	山本 美和子 東野 静子 石田 加代子
		1	福岡市公民館館長会		長 俊典
		1	福岡市PTA協議会		関 富弘
		1	日本労働組合総連合会・福岡県連合会・福岡地域協議会		石堂 高大
会計監事	3		福岡市議会		古川 清文
			福岡市博多区自治協議会長連絡協議会		笹山 守人
			福岡市東区男女共同参画連絡協議会		丹生 秀子

役 職	人 員	所属団体における役職名	氏 名
顧 問		九州大学総長	石橋 達朗
		福岡商工会議所会頭	谷川 浩道
		福岡県知事	服部 誠太郎
		福岡市長	高島 宗一郎
		国会議員（地元選出国会議員）	（氏 名 略）
相 談 役	23	福岡県議会議員（福岡市内選出）	（氏 名 略）

委 員				
選出会員団体	人 員	氏 名		
福岡市議会	62	議員全員		
九州大学	1	総務部総務課長		
福岡商工会議所	1	理事・事務局長		
福岡県	1	防災危機管理局防災企画課長		
福岡市	5	総務企画局長		教育長
		環境局長		議会事務局長
		港湾空港局長		
福岡市校区自治協議会・その他の自治組織	52	東区 		